

大家連発 第40号
平成27年10月29日

大阪府知事 松井一郎 様

公益社団法人 大阪府精神障害者家族連合会
会長 倉町 公之



平成27年度大阪府への要望事項について

府の精神保健医療及び障害者福祉行政に反映させていただきたく、当会の要望事項を提出しますので、ご検討のうえ御回答ください。

1. 重点課題「障害者間格差の解消」

身体障害者や知的障害者が既に助成を受けている重度障害者の医療費助成や公共交通機関の運賃割引などが精神障害者に適用されるよう、府の助成及び関係機関への働きかけをお願いします。この要望事項については、ご承知の通り、昨年、大阪府議会2月定例会において請願が採択され、府知事へ検討が指示されています。

さらに、批准された障害者権利条約、改正障害者基本法、来年度施行の障害者差別解消法に照らしても、障害者間の格差を行政が放置することは是認できないことではないでしょうか。速やかな改善を求めます。

① 重度障害者の医療費助成

北海道、愛知、兵庫、福岡など16道県及びさいたま、神戸など7政令市では、精神障害者に適用されていますが、大阪府下の自治体では、ごく一部を除いて実現していません。障害のため就労につながらない、収入が少ないので必要な医療を受けられない。この制度は、そのような人を救済するためのものではないでしょうか。

精神障害者に対し、重度障害者の医療費助成を適用してください。

② 公共交通機関の運賃割引

精神障害者への公共交通機関の運賃割引については、大阪市や高槻市の公営交通において実施されているものの、JRやほとんどの民営交通においては実施されていません。

大阪府におかれては、国土交通省、JR、関西大手民鉄等に対しての働きかけを実施するとともに、府独自の助成についても検討してください。

2. 精神科医療

③ 精神科医療においては、早期治療、早期介入が何より重要です。しかし、高齢化した家族が、自力で診療に繋げるには、多くの困難があります。

○医療が必要ながら本人が受診を拒否する場合、保健所・保健センターは、受診につながるまで責任ある介入支援をしてください。府においては、医療につながるよう関係個所に対する具体的指導を進めてください。

○引きこもりや医療拒否等で苦しむ本人及び家族を支援する、多職種による訪問型医療制度(アウトリーチ)を早期に実現してください。

④ 精神疾患が5大疾病に位置づけられ、府の医療計画には具体的な取組みが述べられています。推進状況を説明するとともに、下記事項について検討して下さい。

○相談支援体制の充実が重要であるが、保健所は22カ所から12カ所に激減している。昨年、保健所の改善を進めてゆきたいとの回答があつたが、具体的に、どのような内容が進められているのか。

○精神障害者が身体合併症を発症した場合、対応に苦慮しています。このような場合の対応について、説明してください。今回、救急医療体制の改善が図られたと聞いているが、家族に対し、その内容について保健所等において説明するよう指導して下さい。

○大阪府下の市立病院においては、精神科が設置されている病院は少ない。精神疾患が5大疾病に位置づけられたのを契機に、市立病院に精神科の設置を進めるよう指導してください。

○精神疾患の医療充実のため、精神科特例の早期廃止を国に働きかけてください。

- ⑤ 自立支援医療において、国民健康保険加入者は負担なしとする現行制度を継続するとともに、社会保険加入者に対しても助成を検討して下さい。また、障害年金及び自立支援医療受給者証の更新時に要する診断書の費用については、自治体で負担することについて検討してください。

3. 地域生活の充実、地域移行に向けて

- ⑥ 地域で精神障害者を受け入れるためには、地域住民の理解が不可欠です。今回、府で実施された障害者差別のアンケートの中では、精神障害者であるという理由で入居を拒否されたり退去を求められた事例もあった。このような事例をなくしていくため、多くの住民が理解できるような啓発事業を実施してください。

- ⑦ 地域生活支援センター、グループホーム、ショートステイサービスなどは、本人が地域で暮らすための受け皿として特に有効なものです。

○上記各施設について、整備の考え方を示して下さい。

○府営住宅にグループホームを開設できるよう、精神障害者の入居枠を確保してください。市営住宅などにおいても同様と考え市町村にも働きかけてください。

○基幹相談支援センターにおいては、精神障害についても専門的な相談支援が充分行える体制となるよう指導してください。

4. 家族支援

- ⑧ 家族の身体的・精神的健康が過重な介護負担によって大きく損なわれています。精神障害者の7割は親等と同居を余儀なくされており、障害者を抱えた家族も「当事者」とも言えます。家族が健康を維持し有意義な生活を送れるような何らかの社会的支援を切望しています。これらの実態について、ヒヤリングの機会を持つてください。

- ⑨ 家族相談では、家族の抱えている深刻な状況が浮かび上がってきます。相談窓口が分らない、悩みを聞いてくれるところが知りたいなどの声も聞かれます。各地の家族会は、そのような場合に応えることのできる社会的資源とも言えます。保健所等では、このような相談を寄せられた場合などには、家族会を積極的に紹介して下さい。

- ⑩ 精神保健福祉法の改正により、「保護者制度」の用語は無くなりましたが、医療保護入院においては家族等の同意は残されています。家族等の過重な負担をなくすため、⑧項での検討結果も踏まえて社会的支援の充実などについて国等に要望して下さい。

5. 教育

- ⑪ 精神的な病においては、早期対応と早期支援に果たす教育機関の役割は極めて重要と考えます。教職員への教育においては、家族の体験談を活用するなど、引き続き充実を図ってください。中学生、高校生段階から「こころの健康」についての教育を実施してください。

6. 雇用

- ⑫ 精神障害者の雇用を大阪府庁及び公的機関において実施してください。また、雇用促進を企業へも働きかけてください。

「事前に頂きたいデータ」（過去5年間）

- 精神科病院への通院者数 ○精神科病院の入院者数
- 精神保健福祉手帳の所持者数（級別） ○障害年金の受給者数（級別）
- グループホーム、地域生活支援センター等の整備状況 ○精神障害者の就業状況
- 保健所ごとの訪問相談実績 ○精神障害者相談員の市町村での実施状況